

藤沢市市営住宅条例及び藤沢市ひとり親家庭等医療費助成条例の一部
改正について

藤沢市市営住宅条例及び藤沢市ひとり親家庭等医療費助成条例の一部を次のよう
に改正する。

2 0 1 3 年（平成 2 5 年） 1 2 月 2 日提出

藤沢市長

鈴 木 恒 夫

藤沢市市営住宅条例及び藤沢市ひとり親家庭等医療費助成条例の一部
を改正する条例

（藤沢市市営住宅条例の一部改正）

第 1 条 藤沢市市営住宅条例（平成 9 年藤沢市条例第 9 号）の一部を次のように改
正する。

第 7 条第 4 項第 8 号中「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法
律」を「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」に改める。

（藤沢市ひとり親家庭等医療費助成条例の一部改正）

第 2 条 藤沢市ひとり親家庭等医療費助成条例（平成 4 年藤沢市条例第 4 号）の一
部を次のように改正する。

第 2 条第 1 項第 2 号カ中「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する
法律」を「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」に改める。

附 則

この条例は、平成 2 6 年 1 月 3 日から施行する。

提案理由

この条例を提出したのは、条例中において引用している配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律が改正されたことに伴い、所要の改正をする必要による。